

(健Ⅱ231F)

令和2年1月29日

都道府県医師会

郡市区医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について

本年1月28日付け(健Ⅱ229F)によりあらかじめご案内申し上げたとおり、1月28日、今般の新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)について、指定感染症(2類感染症相当)として定める等の政令等が公布され、2月7日より施行される旨、別添のとおり各都道府県知事等あて通知がなされましたので取り急ぎご連絡申し上げます。(指定感染症の期間:令和3年2月6日まで)

本件は、国内で発生した新型コロナウイルス感染症の患者に対して、適切な医療を公費により提供する体制や検疫体制を整備すること等のために講じられたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

※厚生労働省文書は文書管理システム及び本会ホームページに掲載いたします。